

令和 6 年度第 2 回入札監視委員会 会議録

1. 報告事項

主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
・明海大橋（仮称）橋梁上部工事の契約解除について契約締結から違算の指摘までに 1 か月以上かかっているのはなぜか。 ・再発防止策である設計書照査の外部委託は全件行うのか。 ・積算疑義申立制度の疑義申立ては誰ができるのか。 ・積算疑義申立制度は契約前に設計内訳書を閲覧できるとのことか。 ・契約解除による損害賠償は発生するのか。 ・入札参加者は何者か。 （1） 令和 6 年度上半期入札・契約状況について ・質疑等なし （2） 令和 6 年度上半期入札参加資格停止の状況について ・質疑等なし （3） 令和 6 年度上半期不調・不落状況について ・格付変更、地域要件変更とは具体的にどのようなことをするのか。	・情報公開請求などの手続きを経たためである。 ・総合評価競争入札かつ予定価格 1 億 5000 万円以上の土木一式又は鋼構造物の工事を対象としている。 ・当該入札に参加した業者である。 ・そのとおり。違算による契約解除を防ぐ目的がある。 ・協議中である。 ・9 社である。 ・経営事項審査結果の総合評価値に基づき業者を A～C に格付けており、格付変更とは入札参加できる業者の格付を A から B などへ変更することである。 - 地域要件変更とは、入札参加業者を市内業者か

・格付変更はランクを下げるのか。 ・格付を変更しても工事の品質は保たれるのか。 ・地域要件を変更するということは、市内に応札できる業者が少なくなっているのか、案件の増加により応札できなくなっているのか。 ・単価の違いにより、金額が合わずに不調になるという説明があったが、建設資材の高騰によるものなのか。 ・業者の格付を変更する場合があるのか。 ・資料 4 No. 6 の賀茂小学校校舎外壁耐震改修等工事において未受領となっており、業者が応札していないのはなぜか。 ・未受領とはどういう状況なのか。 ・国の場合、応札時に技術者がいなくても、契約時にいればいいことになっている。 ・技術者の配置は届出が必要なのか。	ら、準市内業者・県内業者などに対象を広げることである。 ・ランクは上げる場合も下げる場合もある。また、AのみであったものをAとBの2等級として対象を広げる場合もある。 ・工事の品質は保たれるように工事内容を確認して格付変更している。 ・手持ち工事の状況や技術者不足が原因で応札できないということをよく聞く。よって、入札の時期がずれることにより技術者が配置でき、市内業者が落札する場合がある。 ・資材メーカーの見積りで官と民間業者に提示する額に差があり、積算に相違が生じることがある。 ・年度の途中で格付を変更することはない。 ・配置できる技術者がいなかったと聞いている。再入札の際は、技術者が配置できたため落札をしている。 ・入札参加の申し込みをしたが、入札書も辞退届も出さないケースである。 ・豊橋市も国と同様、工事施工時に配置できればいいこととしている。 ・必要である。契約時に技術者の届出をするが、実際の着工時に配置できればよい。
---	---

2. 審議事項

主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
(1) 審議案件（12件）について （2件ずつ審査） ① 市民文化会館大規模改造に伴う空調工事 ⑦ 豊橋市民病院無停電電源設備改修工事 ・1回目の入札から最終8回目の決定金額に差があるが、業者は無理なく施工ができるのか。 ・業者が無理だということになれば不調となり、何らかの対策をとって再入札となるのか。 ・実績要件は市の工事のみが対象か。 ・実績要件を付す場合の期間について、ルールはあるのか。 ・3回入札を行っても予定価格を超過し、随意契約になると総合評価方式の評価値は入札結果に関係なくなるのか。 ・総合評価入札の価格だけではなく質をみるという部分がなくなるのか。 ② 道路修繕工事10 ⑧ 配水管移設工事（1-8） ・最低制限価格は公表しているのか。 ③ 高師台生涯学習センター大規模改造工事 ⑨ 高根処理場築造工事（機械設備・改築）	・見積合わせをする場合は、毎回業者に参加の意思を確認しており、無理な契約に至っているということではない。 ・そのとおり。 ・民間の工事实績も対象になる。ケースによっては「公共工事」という条件を付する場合もある。 ・基本は過去5年間の実績とするが、施工実績が少ない場合は過去10年間の実績とする場合もある。 ・総合評価方式においても、予定価格内に入らなければ見積合わせとなり、評価値ではなく見積価格で決定することとなる。 ・品質に関しては事前審査において確認をしている。また、基準評価値を下回っていれば失格となる。 ・要綱の計算式を公表しており、事後に金額を公表している。

・入札参加資格を有する業者は何社あるか。 ・③は1社のみ参加で7回入札をしたのか。 ④ 3号炉維持整備工事 ⑩ 羽根井ポンプ場監視制御設備改良工事 質疑等なし ⑤ 明海大橋（仮称）橋梁上部工事 ⑪ 有楽ポンプ場築造工事（電気設備・改築） ・⑤は適正な予定価格であっても、低入札価格調査となったのか。 ・予定価格の誤りとは何を間違えたのか。 ・ダブルチェックの体制はあるのか。 ⑥ 羽田中学校北校舎長寿命化改良改修設計業務 ⑫ 管渠実施設計業務（天津地区） ・⑫は低入札価格調査をしているのか。 ・抽出基準の低入札調査案件ではなく委託業務の案件という理解でよいか。 ・低入札価格調査を行って、問題がなかったので落札決定となったということか。	・⑨については14社。③については後日回答する。（後日19社と回答） ・3回入札を行い、落札しなかったので見積合わせを4回行った。 ・そのとおり。 ・使用する単価及び、諸経費の積算方法に誤りがあったため本来の予定価格より過大に算出されたものである。 ・ダブルチェックをしたが、大型の橋梁工事という稀なケースであったため、誤りに気付くことができなかった。 ・調査基準価格を下回ったため低入札価格調査を実施した。 ・そのとおり。 ・そのとおり。
--	---

その他（全体を通して）

質問・意見	回答（要旨）
・今回、一般競争入札から見積り合せになる事例が多かった。業者が出してくる金額と市の予定価格に差があり、資材高騰や人件費など様々な要因はあると思うが、それらをどのようなプロセスやスピードで業者にフィードバックしているのか。 ・労務単価は1年も経過した単価を使用したら、実際と差ができるのではないかな。 ・業者が適正な価格で落札できていればよいが、品質の確保についてはどのように考えているか。	・労務費については、2月に国から通知される公共工事設計労務単価が1年間を通じて適用される。県から通知される資材単価は毎月更新しており、設計にあたっては最新の単価を使用している。 ・業者も同じ単価を使用して設計を行うので、予定価格と入札額に労務単価の差はないと思われる。 急激な価格水準の変更に対応するため、契約約款においてスライド条項を定め、臨時で賃金水準の変更がなされた日以降の残工事費に対する資材、労務単価等については変更契約ができることとしている。 ・工事の適正な履行を確保するため、最低制限価格を設定し、それ以下の低額の入札は失格とすることで不適合な履行、ダンピング受注の抑制を図るものである。